平成２８年（フ）第５６号
栃木県栃木市箱森町25番59号
債務者　岩崎喜久雄
1　決定年月日時　平成28年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　誉
4　破産債権の届出期間　平成28年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８０号
東京都町田市広袴３丁目43番地９
債務者　茂木　智司
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田　真明
4　破産債権の届出期間　平成28年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２３号
沖縄県中頭郡北谷町美浜２丁目５番地７　プレミスト美浜1102号、住民票上の住所福島県郡山市朝日１丁目17番14号　ユニティー朝日303号
債務者　廣野　将輝
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　真道
4　破産債権の届出期間　平成28年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３５号
栃木県大田原市中央２丁目12番４号
債務者　渋江　英樹
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　健一
4　破産債権の届出期間　平成28年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８３号
岐阜市竜田町６丁目７番地、住民票上の住所岐阜市玉宮町２丁目６番地
債務者　山口　正人
1　決定年月日時　平成28年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保　等
4　破産債権の届出期間　平成28年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月８日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第８４号
岐阜県関市肥田瀬1512番地、前住所岐阜県関市中之保4455番地
債務者　ミノワ技研こと　美濃羽敬治
1　決定年月日時　平成28年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　　壽
4　破産債権の届出期間　平成28年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７２号
新潟市北区葛塚5020番地　グランシャリオＣ
債務者　石川　春美
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　　亘
4　破産債権の届出期間　平成28年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７４号
新潟県阿賀野市山口町２丁目１番18号
債務者　原　小百合
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　　亘
4　破産債権の届出期間　平成28年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０４号
兵庫県赤穂市有年牟礼1293番地43
債務者　川崎　良文
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　直樹
4　破産債権の届出期間　平成28年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１３号
兵庫県佐用郡佐用町小山85番地１
債務者　森脇　英俊
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成28年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月17日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第１０５５号
大阪府四條畷市中野本町23番５号　エントピアナワテＢ　101
債務者　島田オートワークスことオートショップゴリことオートショップ島田技研こと　島田　　肇
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　孝二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１１３号
大阪市旭区新森１丁目３番４号
債務者　岩田　一三
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松川　奈央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１７０号
大阪府茨木市主原町11番25号
債務者　樋口　淳一
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田あやこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部